

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1) 介護保険料・利用料など

- ① 介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】

介護保険料については、第9期介護保険事業計画において、国の基準よりも多い、15段階に設定し、第1段階から第3段階までの低所得者についても国の基準より低い税率に設定していますので、保険料の免除は考えておりません。

また、第10期介護保険事業計画は、今後サービス量を見込み、保険料を決定いたします。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【回答】

現在のところ市独自の補助制度は考えておりません。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

保険料額決定通知書に同封するチラシに当該保険料減免制度についても掲載し、周知しております。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【回答】

令和8年度も居住費等の改正がありましたが、現在のところ市独自の補助制度は考えておりません。

(2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【回答】

本市の総合事業は、独自であっても従前相当サービス基準によりサービスの提供を実施しております。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

【回答】

現在のところ制度の採用は考えておりません。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】

軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)については、ケアマネジャーより関係書類を提出していただき、市が確認し一定の条件を満たす場合に介護給付を認める制度ですので、必ず、市による確認をさせていただきます。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【回答】

現在、「訪問介護事業所に対する財政支援」は予定しておりません。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】

慢性的な特別養護老人ホームの待機者を解消するため、令和6年10月より10室の増室をしました。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

【回答】

施設より特例入所についての意見照会があった場合、個々の事例を十分に検討したうえで市の意見を回答しています。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】

令和7年度から弥富市介護職員等永年勤続表彰制度を、令和8年度から弥富市介護支援専門員研修受講支援事業補助金制度を実施しております。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【回答】

一人夜勤体制は把握しておりますが、市独自の財政支援は困難です。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】

一人夜勤と同様、市独自の財政支援は困難です。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【回答】

夜勤体制は把握しております。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【回答】

現在、「補聴器購入助成制度」や「無料検診事業」の予定はありません。

- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【回答】

要介護認定または要支援認定を受けた者や基本チェックリストに該当する総合事業対象者もしくは75歳以上で運転免許証の自主返納をした方に対して、高齢者等福祉タクシー料金助成券を交付しています。

また、弥富市ささえあいセンターで利用会員への買い物支援サービスも行っています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【回答】

第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に盛り込む予定です。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【回答】

第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において、新たな認知症施策として検討していくこととしています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【回答】

現在、「無料検診事業」は予定しておりません。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

【回答】

市民の意見を広く徴取するため、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施する予定です。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

【回答】

必要となるサービス量を見極め、計画値を設定します。

★(8)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

障害高齢者自立度 A 以上の方を障害者控除の対象としています。該当者には自動的に個別送付しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

平成 30 年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市から県に変わり、県が試算した国保事業費納付金、標準保険料率をもとに、適正な保険税を算定しています。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】

現在基金残高は0で、基金を積み立てていない状況であり、保険税の引き下げまでは出来る状況ではありません。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

「愛知県国民健康保険運営方針」及び「保険者の赤字削減・解消計画の策定について」(厚生労働省国民健康保険課長通知)が示され、保険者が赤字解消に向けての取り組みが必須となったため、一般会計からの法定外繰入は極力しないこととしております。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

令和4年度から未就学児の均等割の50%について国、県、市の一般会計により補助されますので、市単独の実施・拡充は考えておりません。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【回答】

現在のところ変更することは考えておりません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【回答】

国が示した特別療養費制度に基づいて行っており、納付相談や弁明書の提出をしていただくよう何度も文書を送付し、臨戸訪問を試みても納付相談に応じず、連絡も一切ない悪質な場合のみ令和8年8月1日から特別療養費の交付を行っております。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】

納税相談時、加入者世帯の生活実態を聞き取りしており、滞納処分については法律に基づいて行っています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答】

滞納処分については法律に基づいて行っています。

★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

【回答】

国の方針により都道府県単位で保険料統一が進められており、愛知県も県内統一に向けて調整を行う方針であるため、反対は難しい状況と考えます。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

【回答】

現時点では、減免制度についての調整は未定なため、保険料統一前提の可否は回答を控えさせていただきます。

(5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】

現在のところ制度を創設することは考えておりません。

(6)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】

現在のところ基準を変更することは考えておりません。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】

当市ホームページ、広報やとみ等に掲載し、制度の周知及び加入の促進を図っています。

★(7)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【回答】

国の方針に従って事務を行っており、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用していない方や要配慮者等必要な方には交付を行っております。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【回答】

生活保護法の基準に準じて実施しています。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【回答】

生活保護の相談があった場合は、しおりを用いて申請権を侵害しないよう懇切丁寧な説明を心掛けております。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【回答】

生活保護制度の概要については、市ホームページにて周知しております。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】

住居のない方については、状況に応じて無料低額宿泊所等へ入所するケースもありますが、当市が支援をしている方で、現状、無料低額宿泊所において個室以外に入所されている方はありません。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【回答】

生活保護法の基準に準じて実施しています。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】

生活保護法の基準に準じて実施しています。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【回答】

生活保護法の基準に準じて実施しています。原則、車の使用については認めてはおりません。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【回答】

国の最低基準(標準)を守り、不足なく配置しています。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【回答】

令和3年度までは3名のケースワーカーのうち1名女性が配属されておりましたが、職員配置の兼ね合いにより現在は配属されていません。今後も可能な限り女性ケースワーカーの配置に努めてまいります。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】

面接をするケースワーカーについては、原則、社会福祉主事の有資格者としております。職員異動の兼ね合いにより無資格者が配置された場合は、通信課程により速やかに資格取得に努めております。担当者には、県等が開催する研修を定期的受講させ、親切丁寧に対応するよう心掛けています。なお、ケースワーカーの外部委託は考えておりません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【回答】

正規職員ではありませんが、フルタイムの会計年度職員を配置しております。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

【回答】

国の方針に準じて実施しています。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【回答】

常に職員異動が伴う直営で実施するよりも、専門的な相談支援が可能となる委託で実施の方がきめ細やかな対応が可能と考えております。なお、必要に応じて生活困窮者自立支援調整会議等において、関係機関との連携を図っております。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【回答】

任意事業に関しては、実情に応じて検討していきます。また、生活自立支援のちらしを作成し、棚に設置しております。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【回答】

自立支援を行う中で、生活困窮者に対して地域資源を活用し、食料支援をおこなっています。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【回答】

低所得者世帯に対するエアコン購入費の助成については、考えておりません。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

【回答】

2024年4月1日より、子ども医療費助成について一部拡充を行いました。

その他の医療については、現行制度を維持したいと考えております。

食事療養の標準負担額の助成は現状考えておりません。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

【回答】

18歳年度末までの医療費助成を実施しております。2024年4月1日より、通学のために市外へ転出された子どもについて、保護者が引き続き本市に住所を有する場合は助成を継続することとしました。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【回答】

現行制度を維持したいと考えています。

自立支援医療(精神通院医療)適用後の自己負担分を助成しています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】

現行制度を維持したいと考えています。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】

福祉医療制度としては現状考えておりません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】

NPO法人などによる居場所づくりや無料塾に対する支援は実施していませんが、社会福祉協議会と委託契約し、生活保護世帯の中学生のうち、受講を希望する生徒に対し、基礎学力向上のための学習支援や学習の場所・機会の提供などを実施しています。

こども食堂については、開催される事業について、内容等を確認した上で後援を行い、公共施設の無償貸出しや周知活動などの支援を行っています。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【回答】

令和7年4月から、市役所1階児童課内の「子ども家庭総合支援拠点」と、市役所3階健康推進課(保健センター)内の「子育て世代包括支援センター」の機能を一体化し、「弥富市こども家庭センター」を設置しました。すべての妊産婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、連携を強化し、支援の充実を図っていきます。また、教育委員会等と密に連携を図り、児童家庭を対象とした相談支援体制の充実に取り組んでいます。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】

生活保護基準の1.4倍以下の世帯への拡充は考えていません。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】

保護者負担でお願いしており、支給費目に加えることは考えておりません。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】

学校と市町村の窓口のどちらでも受け付けています。

年度の途中の申請については、個々の状況に応じ各校で案内をしております。また、ホームページや広報にも掲載し、周知しています。

支給内容の拡充については、現在考えておりませんが、支給費目については、国が定める補助単価に合わせ引き上げの対応をしています。補助単価の改正についても、必要があれば補正予算を編成しながら随時対応しています。

★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】

給食費について、小学校では令和8年度より国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」の施策により、1食当たり360円のうち、約300円相当の補助があり、保護者負担としては1食当たり60円と負担軽減されております。中学校については、小学校同様の補助はないため、少しでも保護者の経済負担を軽減するため、1食当たり400円のうち、国の「物価高騰対応地方創生臨時交付金」を活用し、30円の補助を行っております。

また、就学援助制度により給食費は支給されますので、制度の周知に努めます。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

【回答】

教材費や修学旅行費、制服代など、義務教育にかかる費用をすべて無償にしてほしいというご要望につきましては、現時点では本市として一律の無償化を予定しておりません。

本市では、中学校2年生の皆さんを対象に、平和教育の一環として広島への1泊2日の研修を行っております。この研修につきましては、一部のみ保護者の皆様にご負担をお願いし、残りの大部分は市が負担して実施しているところです。

また、修学旅行費につきましては、修学援助制度の対処となる費用であり、必要なご家庭

には支援が行われる仕組みとなっております。制度の内容や申請方法については、学校を通じて分かりやすくご案内できるよう、引き続き丁寧に周知を進めてまいります。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】

保育所の給食費については、国の基本的な考えとして、在宅で子育てをする場合も同様に食費がかかることから、公平な判断により、今のところ無償化にする考えはありません。

なお、ここ数年食材費の高騰により一般会計の賄材料費も増加傾向にありますが、令和元年度以降給食費を据え置いています。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

【回答】

市内施設においては、公立、私立ともに全て自園調理を実施しています。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【回答】

保育士の配置については、発達が気になる児童への1対1の対応を含め、各保育所及び民間認定こども園においても保育士を加配しており、すでに国の基準を満たす配置を行っています。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【回答】

公立保育所の統廃合については、子どもの成長に合わせた集団での保育環境を確保するため、地域の実情に応じて施設の在り方を検討していきます。また、令和4年1月に策定した弥富市公立保育所の民営化基本方針に基づき、多様化する保育ニーズにも対応できるよう、一部の公立保育所を認定こども園へ移行するとともに民間への移管を進めています。民間移管にあたっては、公立保育所の施設環境、人員配置等を維持するよう、移管先法人と協議をしています。

本市では、各学校区に1か所以上の公立保育所を設置しており、各施設とも利用定員に達していないため、新たな認可保育所の整備・増設は考えていません。

また、育休退所については、年度途中で育休が明けて職場復帰しなければならない保護者の「保育の必要がある児童」の受け入れが不可能となり、多くの待機児童が発生することになりますので廃止にできる状況にはありませんが、2歳児クラス以上の在所児については継続して通所できることとしています。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】

公立保育所については、日頃から現場を確認指導しており、定期的な事務監査等も実施しています。私立の施設については、県が実施する実地指導調査に同行し、市としても実態把握に努めています。認可外保育施設についても、県が実施する実地指導調査に同行しており、市としても必要な指導等を行っています。また、監査の際は、保育所の管理運営を担当する職員が同行していますので、今のところ保育士等有資格者の配置は考えていません。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

【回答】

乳児等通園支援事業については、現時点では公立保育所1施設内で実施をしています。民間事業者に対しては弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、事業を行う場合には適切な指導及び援助を行っていく予定です。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】

自治体独自で、手帳の重複に関わらず支給しているため、増額は考えておりません。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

【回答】

「暮らしの場」が選択できるようグループホームなどを充実させていくことは重要だと考えております。令和8年度には市内に1箇所、グループホームが増える予定です。アンケート調査や関係団体のヒアリングでも親亡き後の生活の場として、グループホームの整備を望む声が多数あり、市としても引き続き、待機者などの実態把握を進めながら整備を進めていきます。

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

【回答】

自治体独自の補助は考えておりませんが、国、愛知県及び他市町村の動向を注視してまいります。

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

【回答】

職員の配置について、夜間支援従事者を配置している場合は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定が可能です。また、令和3年度の報酬改定により、夜勤職員を追加配置した場合、夜間支援等体制加算(Ⅰ)に上乗せで夜間支援等体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ)の算定が可

能であるため、補助等は考えておりません。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

【回答】

障害福祉サービスの支給決定については、弥富市介護給付費支給決定基準に基づき支給しております。余暇活動等の社会参加のための外出など、利用内容によっては、移動支援を利用していただいております。

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

【回答】

現在、策定を進めている第8期障がい福祉計画において、把握したニーズを基に必要なサービス量を見込み、必要に応じて整備目標や取組を見直していきます。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

【回答】

移動支援の報酬単価については、他市町村の動向を注視し、検討してまいります。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

【回答】

保育所における待機児童については、児童課と連携のうえ障害児の人数を把握しております。障害児通所施設につきましては、現在、策定を進めている第8期障がい福祉計画において、計画期間を通じた数値目標を定めてまいります。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

【回答】

給食費については、児童発達支援事業所を利用する場合は食事提供加算の算定が可能であるため、自治体独自の補助は考えておりませんが、国、愛知県及び他市町村の動向を注視してまいります。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

【回答】

「のぞまないセルフプラン」の解消に向け、現在、策定を進めている第8期障がい福祉計画において、計画期間を通じた数値目標を定めてまいります。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを

絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

【回答】

問題等を抱えている障害者のいる家庭については、虐待や社会的孤立が起こらないよう関係機関と連携のうえ状況を確認しつつ、福祉サービスの利用について支援してまいります。また、障害者福祉施設等で虐待事案が発生した場合は、県と連携しながら事業所等へ指導を行い、再発防止等について適切に対応してまいります。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

障害者総合支援法第7条(他の法令による給付との調整)を基本としていますが、厚生労働省通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」で示されたとおり、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて、一律に介護保険を優先しないこととしています。また、利用者の状況を勘案し、必要とされる支給量を決定しております。

7. 予防接種

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

【回答】

自己負担額につきましては、近隣市町村とも協議をして決定しております。

★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

【回答】

おたふくかぜにつきましては、1歳児と年長時に令和5年4月から助成しています。

インフルエンザにつきましては、満6か月から中学生、妊婦を対象に令和3年10月から助成しています。高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについては、助成の予定はありません。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】

2018(平成30)年度より、産後8週以内の方を対象に1回の助成を実施し、令和8年度より助成回数を2回に拡充しました。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【回答】

5歳児健診の実施に向けては、予算確保や人材の育成・確保、健診事後の支援体制の

構築など多くの課題があります。すぐに実施は難しいため、現状の支援体制で、関係機関と連携し、お子さんの発達支援をしていきます。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】

2011(平成23)年度より、妊娠中および産後1年以内の方を対象に、それぞれ1回、計2回の助成を実施しています。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】

2014(平成26)年から2人体制で保健センター、介護高齢課に配置しています。

9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。
- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。
- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上